

## 暦年贈与

贈与による所有権移転登記の依頼があると、必ず検討しなければならないのが贈与税です。

税金に関しては、税理士の専門分野ですが、司法書士も概要を知っておく必要があります。

贈与税は、個人が個人から財産をもらったときに、もらった人に対して課税されます。

一人の人が1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。

したがって、1年間にもらった財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。この場合、贈与税の申告は不要です。

不動産を贈与する場合は、110万円以上になることも多いため、所有権全部ではなく所有権の一部を**持分移転**という形で贈与することがあります。

贈与税の不動産評価は、次のとおりです。

建物 → 市町村の固定資産税評価額

土地 → 路線価がある地域は、路線価をその土地の形状等に応じた奥行価格補正率などの各種補正率で補正した後に、その土地の面積を乗じて計算します。

路線価が定められていない地域は、その土地の固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。



(司法書士 小司隆信)



### 司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

